

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第598号)	25
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第599号)	27
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第600号)	29
○ 道路位置の指定	(住都・建築指導課)	(第601号)	37
○ 名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合の解散認可	(住都・市街地整備課)	(第602号)	38
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課)	(第603号)	39
○ 自転車等放置禁止区域の変更	(緑土・自転車利用課)	(第604号)	41
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課)	(第605号)	43
○ 国民健康保険被保険者証の更新について	(健福・保険年金課)	(第606号)	44
○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託	(経済・産業企画課)	(第607号)	45
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第608号)	46
○ 徳川園管理運営事業提案の募集について	(緑土・緑地利活用課)	(第609号)	47

農 業 委 員 会 告 示

○ 名古屋市農業委員会会長の選出について	(第2号)	49
----------------------	-------	----

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正	(第36号)	50
-----------------------------------	--------	----

交 通 局 管 理 規 程

○ 期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正	(第23号)	51
-------------------------	--------	----

雑 報

○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	52
○ 公立大学法人名古屋市立大学における財務諸表の公告	(総務・大学政策室)	53

名古屋市告示第 583号

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理審議会委員選挙における選挙すべき委員の数

令和 2年11月 1日に執行する名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、縦覧期間内に土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第 3項の規定に基づく異議の申出はありませんでした。

また、同令第22条第 4項の規定に基づき、この選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり決めました。

令和 2年 9月28日

名古屋市長 河 村 たかし

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 7人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 1人 |

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 584号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年 9月28日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和 2年 4月15日 2指令住開指第10号	名古屋市中川区富田町 大字千音寺字土坪3730 番 1外 1筆	名古屋市西区中沼町98番 地 株式会社ドリームプロジ ェクト 代表取締役 丹羽哲也
平成30年 6月18日 30指令住開指第58号	名古屋市天白区土原五 丁目 103番	東京都千代田区永田町二 丁目 9番 8号 株式会社マクスエステー ト 代表取締役 牧 廣美

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 585 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第73条第 1 項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第 2 項の規定により告示するとともに、同条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 28 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定の名称

極楽三丁目地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市名東区極楽三丁目 228 番 1 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 586号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 5項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第26号により指定した措置管理区域の一部を解除します。

令和 2年 9月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 要措置区域について

(1) 指定する土地

名古屋市千種区不老町 1番の一部及び四谷通 1番の一部

(2) 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

2 措置管理区域について

(1) 指定を解除する土地

名古屋市千種区不老町 1番の一部及び四谷通 1番の一部

- (2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 587号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の8第3項の規定に基づき、当該区域に係る令和元年名古屋市告示第309号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を解除します。

令和 2年 9月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 形質変更時要届出区域について

(1) 指定する土地

名古屋市千種区不老町 1番の一部及び四谷通 1番の一部

(2) 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

2 形質変更時届出管理区域について

(1) 指定を解除する土地

名古屋市千種区不老町 1番の一部及び四谷通 1番の一部

(2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤含有量基準）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 588号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 442号により指定した拡散防止管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 2年 9月29日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市北区猿投町 2番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
一・二—ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）
- 3 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 589 号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 9 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	住 所
伊 藤 誠	名古屋市守山区大字下志段味字上野山1075番地の 3
伊 藤 正 臣	名古屋市守山区大字下志段味字長根1497番地
伊 藤 政 利	名古屋市守山区大字下志段味字東新田1383番地の 7
尾 関 峯 雄	名古屋市守山区大字下志段味字池段寺 913 番地
加 藤 公 生	名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1145番地
加 藤 尚 史	名古屋市守山区大字下志段味字北荒田2353番地の 1
加 藤 鈞	名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1135番地
加 藤 洋 興	名古屋市守山区大字下志段味字西新外 642 番地
加 藤 義 久	名古屋市守山区大字下志段味字濁り池1713番地の 1
加 藤 惠 久	名古屋市守山区大字下志段味字長戸1648番地の15
河 内 豊	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番地の 250
木 全 義 春	名古屋市守山区大字下志段味字濁り池1719番地の 2
高 坂 勝 彦	名古屋市守山区大字下志段味字横堤1419番地
寺 平 徳 夫	名古屋市守山区大字下志段味字島の口1858番地の 1
長 塚 武 彦	名古屋市守山区大字下志段味字上野山1063番地
野 田 幸 治	名古屋市守山区大字下志段味字石米1275番地
野 田 正 明	名古屋市守山区大字下志段味字池田 786 番地

野 田 昌 男	名古屋市守山区大字下志段味字東新田1344番地の 2
松 田 勝 利	名古屋市守山区大字下志段味字東新外 573 番地
水 野 嘉志郎	名古屋市守山区大字下志段味字新林2119番地の 1

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 590 号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第 2 項において準用する同法第21条第 6 項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において午前 8 時45分から午後 5 時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

令和 2 年 9 月29日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称
名古屋市下志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字下志段味字西新外 656 番地
- 3 設立認可の年月日
平成 4 年 9 月 8 日
- 4 変更認可の年月日
令和 2 年 9 月29日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 591号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 2年 9月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
たけなかクリニック	名古屋市北区大曾根三丁目 7番 3号	令和 2年 8月 1日
おくむらハートク リニック	名古屋市中区正木一丁目 2番33号	令和 2年 9月 1日
小林医院	名古屋市昭和区阿由知通 2丁目22番 地	令和 2年 8月 1日
横井医院	名古屋市瑞穂区玉水町 2丁目72番地	令和 2年 8月 1日
あつた皮ふ科クリ ニック	名古屋市中川区中野本町 2丁目44番 地	令和 2年 8月 1日

南大高整形外科リ ハビリクリニック	名古屋市緑区森の里一丁目 302番地	令和 2年 9月 1日
ナラククリニック	名古屋市名東区新宿一丁目93番地	令和 2年 8月 1日
耳鼻咽喉科めぐみ クリニック	名古屋市天白区中平四丁目 204番地	令和 2年 8月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
ホワイトスマイル デンタルクリニッ ク	名古屋市中村区則武一丁目 4番15号	令和 2年 7月 1日
ルピナス歯科	名古屋市中区栄三丁目27番11号	令和 2年 8月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
リーファ薬局黒川 店	名古屋市北区清水五丁目13番 8号	令和 2年 8月 1日
ウエルシア薬局名 古屋花の木店	名古屋市西区花の木二丁目 2番10号	令和 2年 8月 1日
調剤薬局ツルハド ラッグ鶴舞店	名古屋市中区千代田四丁目 5番 3号	令和 2年 9月 1日
みずほ玉水薬局	名古屋市瑞穂区玉水町 1丁目 2番地 の 1	令和 2年 9月 1日
くすりのおうち中 川薬局	名古屋市中川区中野本町 2丁目45番 地	令和 2年 8月 1日

トヨミ薬局神沢店	名古屋市緑区神沢一丁目 310番地	令和 2年 8月 1日
いろは調剤薬局	名古屋市天白区元植田二丁目1601番地の 1	令和 2年 8月 1日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションボギー黒川	名古屋市北区田幡二丁目 5番 5号	令和 2年 9月 1日
訪問看護ステーションよつば	名古屋市中川区西中島一丁目 501番地	令和 2年 9月 1日
訪問看護ステーションアイリスみなと	名古屋市港区宝神三丁目 305番地	令和 2年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 592号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 9月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護

医 療 機 関 名	旧	ナースケア覚王山
	新	ぬくケア覚王山訪問看護
所 在 地	名古屋市千種区川崎町 1丁目48番地	
変 更 年 月 日	令和 2年 8月 1日	

医 療 機 関 名	訪問看護キープオン中川	
所 在 地	旧	名古屋市中川区中島新町一丁目 611番地
	新	名古屋市中川区中島新町三丁目1611番地
変 更 年 月 日	令和 2年 8月 1日	

医 療 機 関 名	旧	港よろづ訪問看護ステーション
	新	ぬくケア名港訪問看護

所 在 地	名古屋市港区築盛町 106番地の 1
変 更 年 月 日	令和 2年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 593号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 9月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
ナラククリニック	名古屋市東区泉二丁目2601番	令和 2年 8月 1日
小林医院	名古屋市昭和区阿由知通 2丁目22番地	令和 2年 8月 1日
あつた皮ふ科クリニック	名古屋市熱田区野立町 1丁目49番地	令和 2年 8月 1日
鈴木耳鼻咽喉科医院	名古屋市緑区鳴海町字矢切77番地の1	令和 2年 6月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
ルピナス歯科	名古屋市名東区一社四丁目 142番地	令和 2年 8月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
ひよこ調剤薬局	名古屋市北区清水四丁目14番22号	令和 2年 8月 1日
ウリボー薬局	名古屋市北区清水五丁目13番 8号	令和 2年 8月 1日
あつた調剤薬局日 比野店	名古屋市熱田区野立町 1丁目46番地	令和 2年 7月31日
ミント調剤薬局	名古屋市守山区小幡中一丁目21番16 号	令和 2年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 594号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 9月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
みなみ大高歯科・ 矯正歯科クリニッ ク	名古屋市緑区南大高一丁目2118番地	令和 2年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 595号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 9月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	医療法人薫輝会たかみクリニック
	新	医療法人悠真会金山美容クリニック
所 在 地	名古屋市中区金山二丁目 1番22号	
変 更 年 月 日	令和元年 5月 1日	

2 訪問看護

医 療 機 関 名	旧	いつき訪問看護ステーション名古屋北
	新	ここは一と訪問看護ステーション
所 在 地	名古屋市北区楠味鋤五丁目1716番地	
変 更 年 月 日	令和 2年 9月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 596号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 9月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
西野医院	名古屋市東区百人町82番地	令和 2年 5月16日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
今枝歯科	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目 3番地	令和 2年 9月 1日
みなみ大高歯科・ 矯正歯科クリニック	名古屋市緑区南大高一丁目2118番地	令和 2年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 597号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 2年 9月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人悠真会金山美容クリニック	名古屋市中区金山二丁目 1番22号	令和 2年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 598号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 9月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
あおい針灸・整骨 院	名古屋市東区徳川町2502番地	令和 2年 8月 1日
小山 尚希		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

あおい針灸・整骨院	名古屋市東区徳川町2502番地	令和 2年 8月 1日
小山 尚希		
鍼灸・長岡治療院	名古屋市天白区御前場町13番地	令和 2年 8月18日
長岡 亨		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
あおい針灸・整骨院	名古屋市東区徳川町2502番地	令和 2年 8月 1日
小山 尚希		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 599号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 9月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	河地 知里	
施 術 所 名	旧	ひなた針灸マッサージ
	新	河地 知里（出張専門）
所 在 地	名古屋市西区大野木一丁目 206番地	
変 更 年 月 日	令和 2年 8月 1日	

施 術 者 名	山内 ユカリ	
施 術 所 名	旧	鍼灸治療室ガイアそうこ
	新	まごころマッサージ治療院
所 在 地	旧	名古屋市中区錦三丁目 3番31号
	新	名古屋市中村区並木二丁目 318番地の 2

変 更 年 月 日	令和 2年 8月 1日
-----------	-------------

施 術 者 名	長岡 亨	
施 術 所 名	旧	長岡治療院
	新	鍼灸・長岡治療院
所 在 地	旧	名古屋市天白区高坂町 272番地
	新	名古屋市天白区御前場町13番地
変 更 年 月 日	平成27年 5月10日	

2 はり・きゅう

施 術 者 名	河地 知里	
施 術 所 名	旧	ひなた針灸マッサージ
	新	河地 知里（出張専門）
所 在 地	名古屋市西区大野木一丁目 206番地	
変 更 年 月 日	令和 2年 8月 1日	

施 術 者 名	山内 ユカリ	
施 術 所 名	旧	鍼灸治療室ガイアそうこ
	新	まごころマッサージ治療院
所 在 地	旧	名古屋市中区錦三丁目 3番31号
	新	名古屋市中村区並木二丁目 318番地の 2
変 更 年 月 日	令和 2年 8月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第600号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和2年9月30日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和2年9月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
県道	A	港中川線	名古屋市港区浜一丁目429番の1地先から	前	0.114	30.00	第1図
			名古屋市港区浜一丁目1017番の1地先まで	後	0.114	27.27 ～ 29.18	
市道	A	金城埠頭線	名古屋市港区浜一丁目429番の1地先から	前	0.114	30.00	第2図
			名古屋市港区浜一丁目1017番の1地先まで	後	0.114	27.27 ～ 29.18	
	A	名古屋環状線	名古屋市港区浜一丁目1017番の1地先から	前	0.114	30.00	
			名古屋市港区浜一丁目429番の1地先まで	後	0.114	27.27 ～ 29.18	
A	東道德町第27号線	名古屋市南区戸部下一丁目201番地先から	前	0.054	5.45		
		名古屋市南区戸部下一丁目216番地先まで	後	0.054	6.00		

A	守山島野線	名古屋市守山区幸心三丁目 1728番地先から	前	0.002	13.22	第 3 図 隔切りの拡幅
		名古屋市守山区幸心三丁目 1728番地先まで	後	0.002	13.22	
A	荒田第26号線	名古屋市名東区高針荒田 602番地先から	前	0.109	6.00	第 4 図
		名古屋市名東区高針荒田 606番地先まで	後	0.109	8.00	
B	荒田第25号線	名古屋市名東区高針荒田 5 番地先から	前	0.055	6.00	
		名古屋市名東区高針荒田 712番地先まで	後	0.055	8.00	

2 道路の供用開始

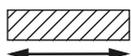
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	新屋敷元桜田町第 7号線	名古屋市南区平子二丁目1902番地先から 名古屋市南区平子二丁目1902番地先まで	第 5 図
	1	元桜田白雲町線	名古屋市南区白雲町74番地先から 名古屋市南区白雲町74番の2地先まで	第 6 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

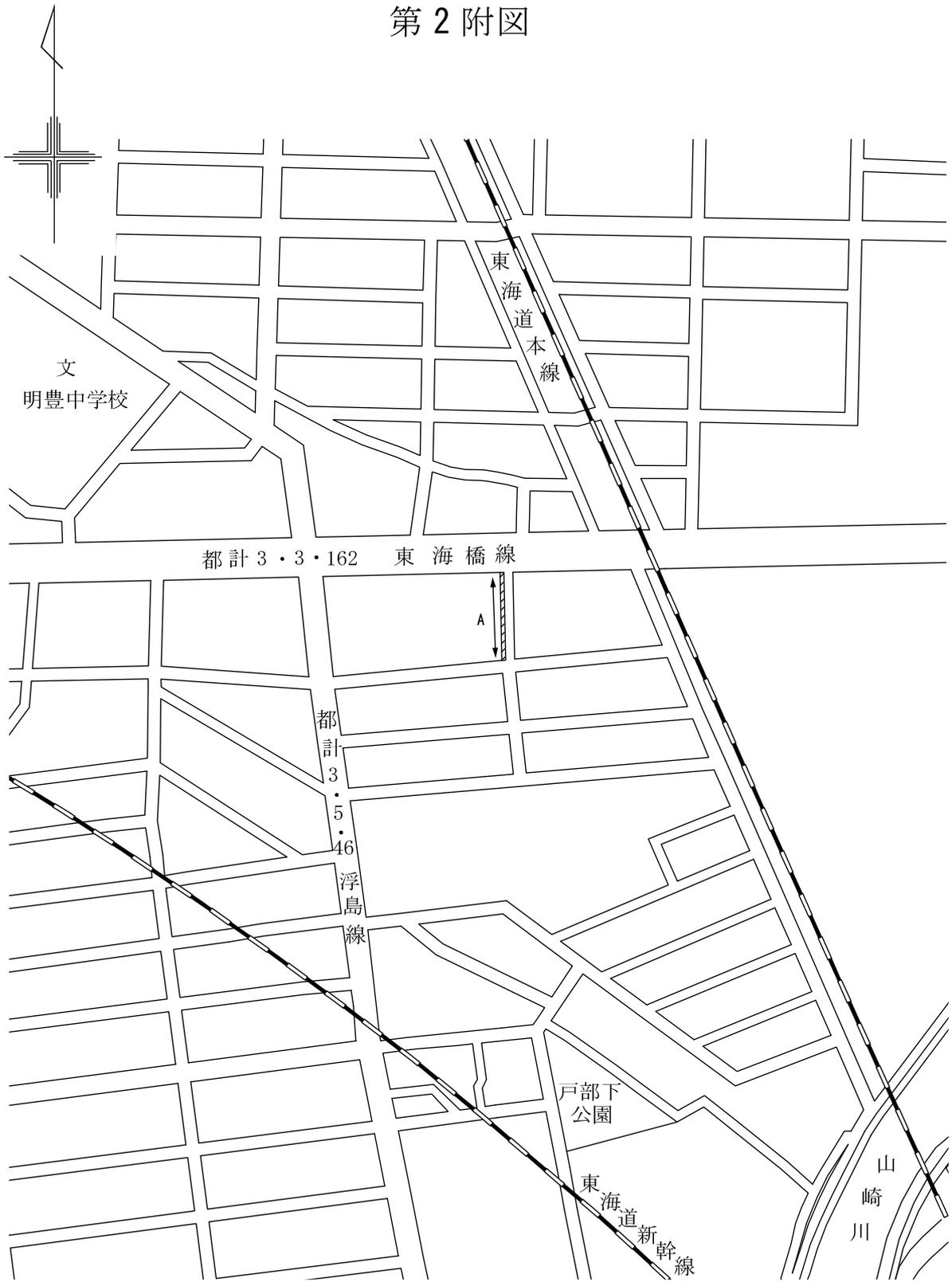
第1附図



凡例

- 
区域変更により廃道する部分
- 
区域変更により道路の区域とする部分

第2 附図



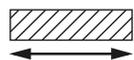
凡 例

-  区域変更により道路の区域とする部分
- 

第3附図

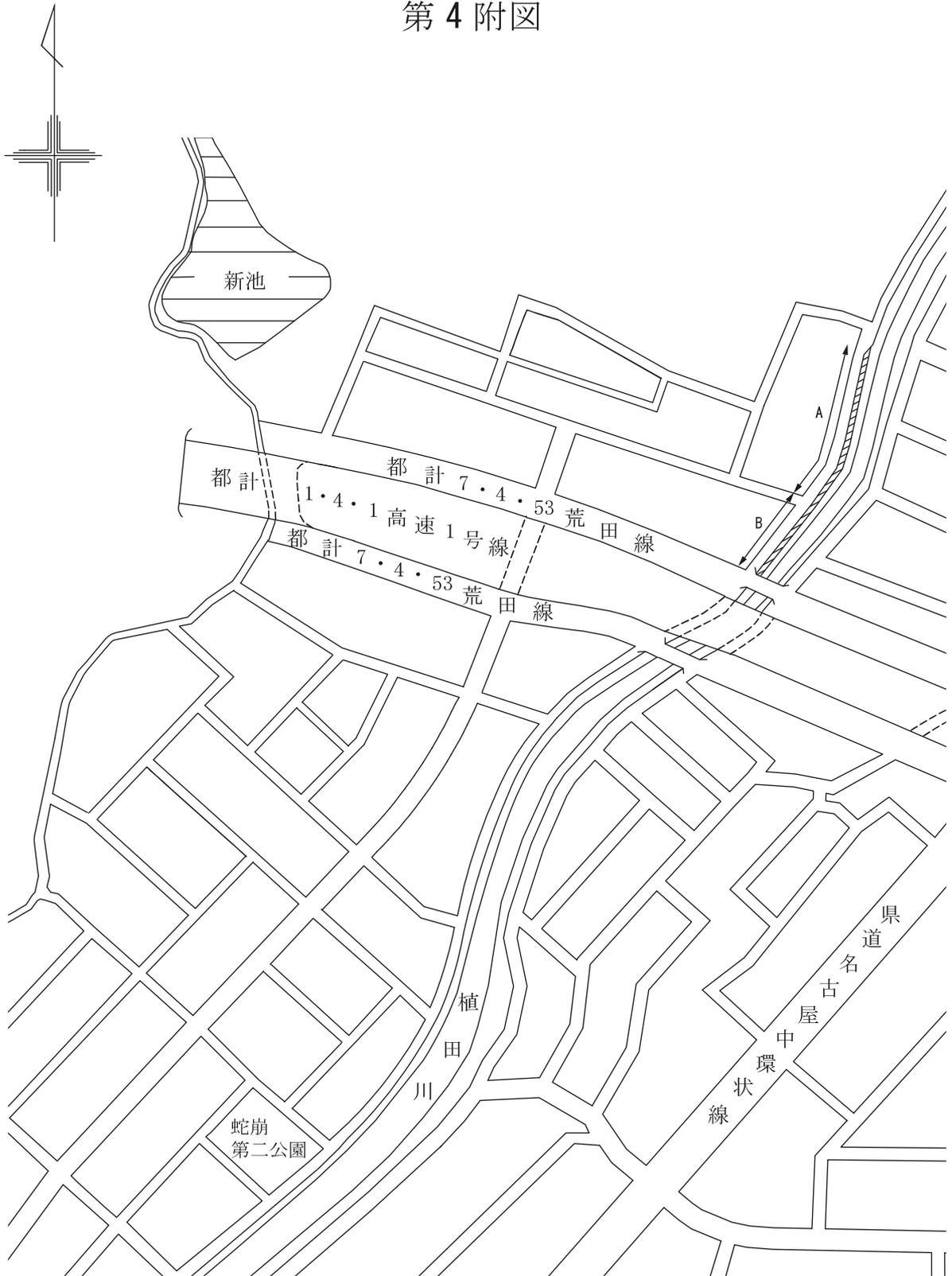


凡例

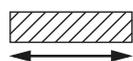


区域変更により道路の区域とする部分

第4附図

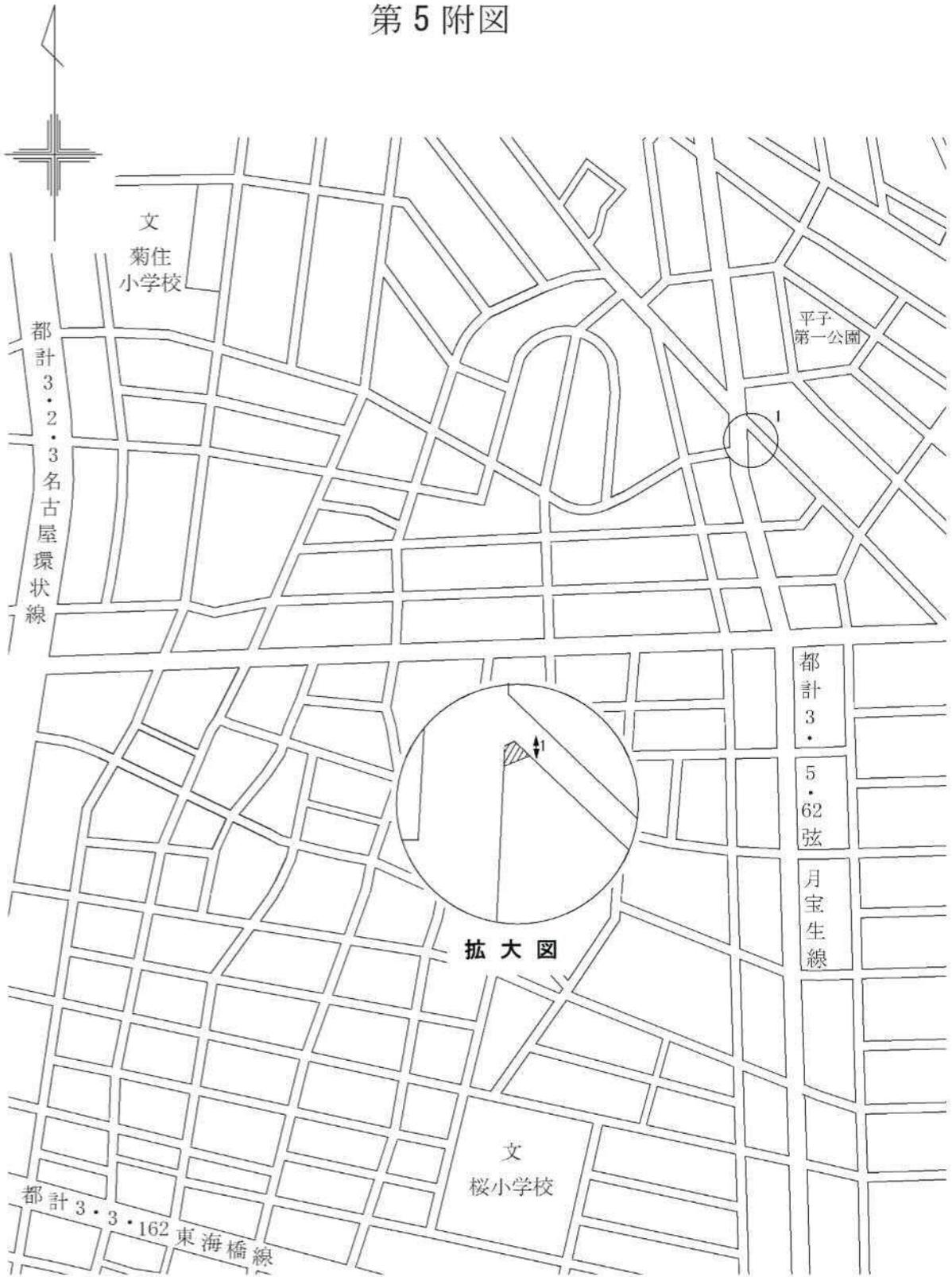


凡例



区域変更により道路の区域とする部分

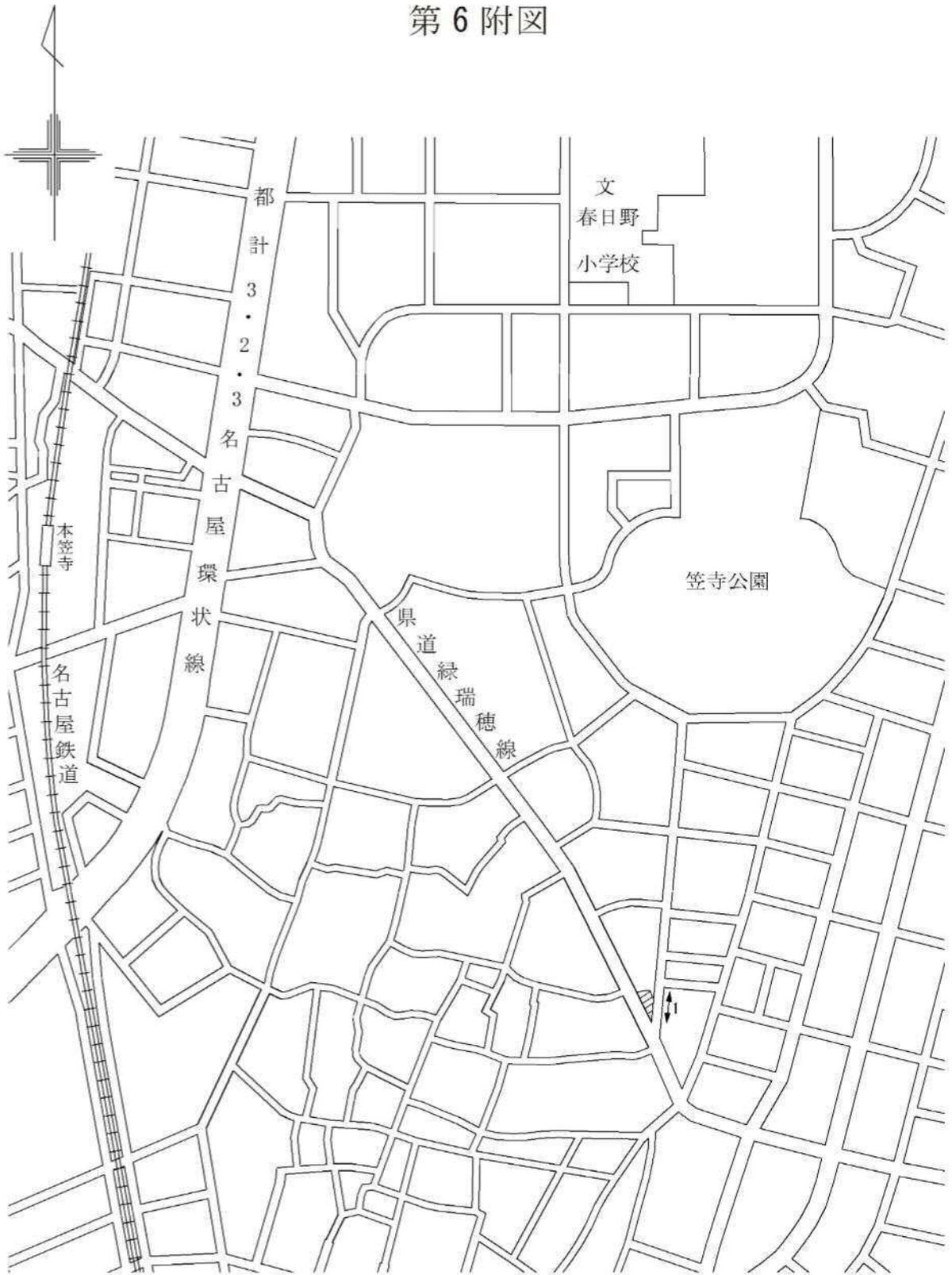
第5 附図



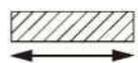
凡 例

 道路の供用を開始する部分


第6附図



凡例

 道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 601号

道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

その関係図書は、名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和 2年 9月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定の年月日及び番号

令和 2年 9月30日 第 1号

2 指定道路の位置

名古屋市熱田区二番二丁目 716番 2

3 指定道路の延長及び幅員

延長27.000メートル 幅員 4.000メートル

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 602号

名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第45条第 2項の規定により、次の組合の解散について認可しました。

令和 2年 9月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 組合の名称

名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合

2 解散の事由

事業の完成

3 解散認可の年月日

令和 2年 9月30日

4 清算人の氏名及び住所

氏 名	住 所
犬 飼 信 裕	名古屋市港区船頭場二丁目1024番地
江 松 央 統	名古屋市緑区細口一丁目 904番地の 4
大 島 三枝子	名古屋市中川区北江町 3丁目 5番地の 1
加 藤 一 夫	名古屋市昭和区村雲町 9番21号
小 島 榮	愛知県大府市桃山町二丁目 246番地
遠 山 巖 一	名古屋市緑区滝ノ水三丁目1103番地
中 西 克 幸	名古屋市瑞穂区柏木町 2丁目23番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 603 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条及び特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 2 年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定期検査を行う区域

千種区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、守山区、緑区、名東区及び天白区

2 対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が 300 キログラム以上のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量が 300 キログラム以上の質量計を有する事業所のひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）を含む。）

3 実施の期日

令和 2 年 11 月 2 日から同年 12 月 28 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

4 実施の場所

特定計量器の所在場所

5 実施する機関

指定定期検査機関 一般社団法人愛知県計量連合会

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 604号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第 9条第 4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

令和 2年10月 1日

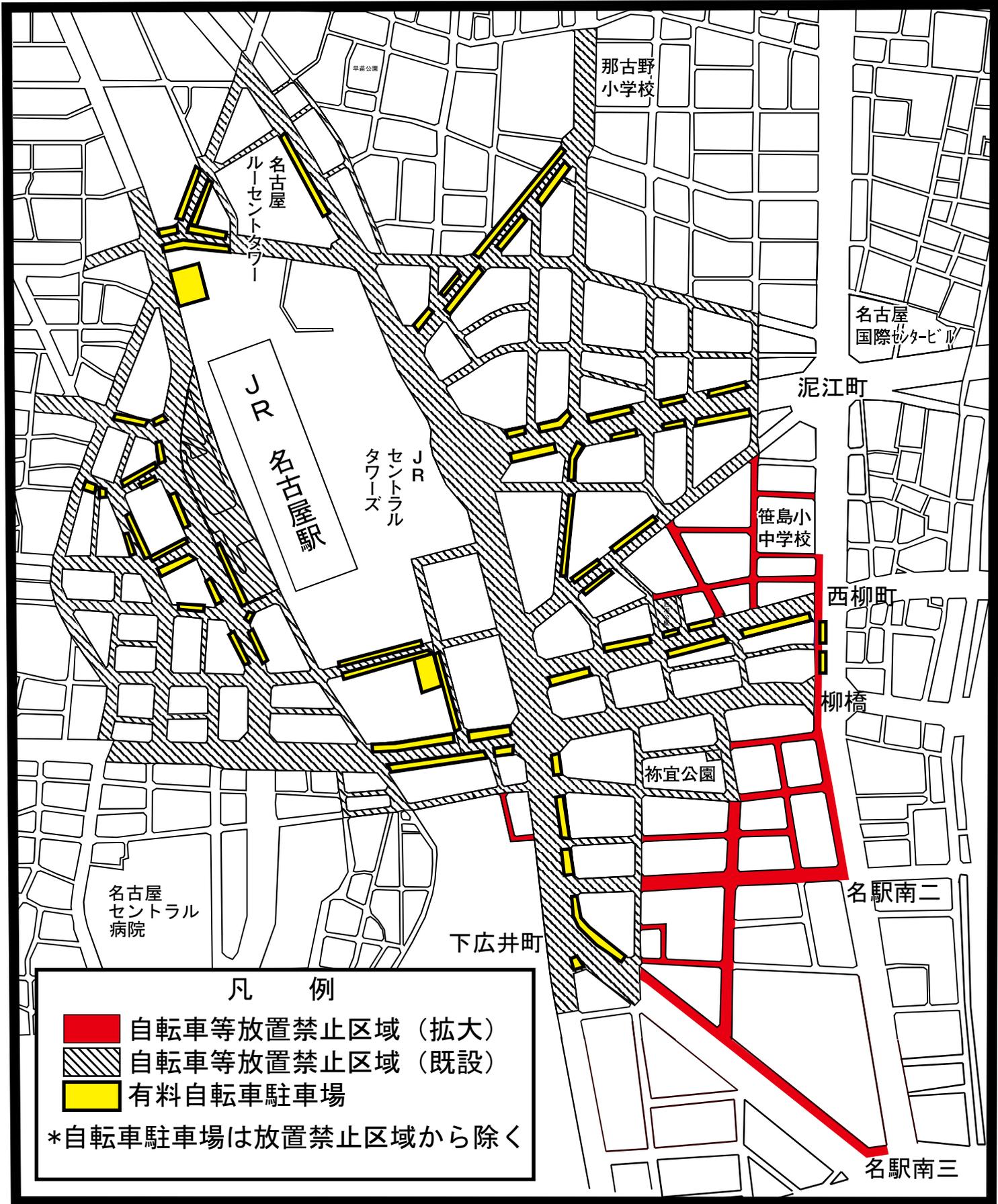
名古屋市長 河 村 たかし

自転車等放置禁止区域の変更

変更年月日	名称	位置	区域
令和 2年11月 1日	名古屋駅自転車等放置禁止区域	名駅四丁目、名駅南一丁目、名駅南二丁目、名駅南三丁目及び名駅南四丁目	別図のとおり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

別図 名古屋駅自転車等放置禁止区域



名古屋市告示第 605 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 2 年10月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定地区の名称

梅森坂西地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市名東区梅森坂西二丁目 843 番 1	令和 2 年 9 月10日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 606号

国民健康保険被保険者証の更新について

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第 7条の 2第 1項及び
名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）第25条の
規定により、令和 2年10月31日までに被保険者証を更新します。

令和 2年10月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 607 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 20 条第 1 項の規定により指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 10 月 2 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 受託者

名古屋市中村区則武一丁目 9 番 9 号

一般社団法人 愛知県計量連合会

会長 神田 廣一

2 委託期間

令和 2 年 10 月 1 日から同年 12 月 28 日まで

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 608号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 2年10月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和 2年11月20日から同月23日まで及び同月27日から同月29日までの供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 7時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 609 号

徳川園管理運営事業提案の募集について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定により、徳川園の公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針（以下「公募設置等指針」といいます。）を定め、徳川園管理運営事業提案を次のとおり募集します。

令和2年10月2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

徳川園

(2) 所在地

名古屋市東区徳川町

2 業務の範囲

徳川園の整備、管理運営に関する業務のうち、公募設置等指針に定めるものの。

3 事業期間

(1) 公募設置等計画の認定有効期間

基本協定締結日から令和14年3月31日までの約10年10か月

(2) 指定管理期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 公募設置等指針の配布

公募設置等指針は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000130711.html>

(2) 配布期間

令和2年10月2日（金）から同年12月8日（火）まで

(3) 受付期間

ア 応募登録

令和2年10月8日（木）から同年12月8日（火）まで

イ 公募設置等計画等の提出

令和2年12月18日（金）から同月23日（水）まで

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6のお問合せ先へ直接お持ちください。

受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。）

イ 郵送の場合

6のお問合せ先の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

公募設置等指針によります。

6 お問合せ先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号 052-972-2489

電子メールアドレス a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

名古屋市農業委員会告示第 2号

名古屋市農業委員会会長の選出について

名古屋市農業委員会の会長が次のとおり選出されたので、名古屋市農業委員会規程第 5条の規定により告示する。

令和 2年 9月28日

名古屋市農業委員会

氏 名 岩 田 公 雄
就任年月日 令和 2年 9月24日

名古屋市農業委員会事務局農政課

名古屋市上下水道局管理規程第36号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月29日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第2条第4号中「1月当たりの平均通勤所要回数が17回以上の」を「1週間の勤務日数が4日以上である」に改め、同条第5号中「1月当たりの平均通勤所要回数が17回に満たない」を「1週間の勤務日数が3日以下である」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第23号

期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月29日

名古屋市交通局長 河野和彦

第15条の2第2項第6号中「職務」を「、職務」に改め、「適用する者」の次に「その他職務の級4級にある者であつて別に定める者」を加える。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の期末手当及び奨励手当に関する規程の規定は、令和2年6月1日から適用する。

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 2 年 9 月 25 日懲戒処分に付した。

令和 2 年 9 月 28 日

名古屋市長 河 村 たかし

所属及び職名称	処分の内容	処 分 理 由
スポーツ市民局 会計年度区民サー ビス協力員	免職	地方公務員法第29条第1項第2号

公立大学法人名古屋市立大学における財務諸表の公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項及び公立大学法人名古屋市立大学定款第7条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学の財務諸表を公告します。

令和2年9月29日

公立大学法人名古屋市立大学理事長 郡 健二郎

令和元年度

財務諸表

第14期

自 平成31年4月 1日

至 令和 2年3月31日

公立大学法人 名古屋市立大学

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
キャッシュ・フロー計算書	4
損失の処理に関する書類	5
行政サービス実施コスト計算書	6

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細	14
(2) たな卸資産の明細	15
(3) 有価証券の明細	15
(4) 長期貸付金の明細	15
(5) 長期借入金の明細	16
(6) 引当金の明細	16
(7) 資産除去債務の明細	17
(8) 保証債務の明細	17
(9) 資本金及び資本剰余金の明細	17
(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細	18
(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	19
(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細	19
(13) 役員及び教職員の給与の明細	21
(14) 開示すべきセグメント情報	22
(15) 業務費及び一般管理費の明細	23
(16) 寄附金の明細	25
(17) 受託研究の明細	25
(18) 共同研究の明細	26
(19) 受託事業等の明細	26
(20) 科学研究費補助金等の明細	27
(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	28
(22) 関連公益法人等の概要等	29

貸借対照表

(令和2年3月31日)

(単位：千円)

資産の部			
I. 固定資産			
1. 有形固定資産			
土地		21,069,006	
建物	61,954,065		
減価償却累計額	△41,835,595	20,118,469	
構築物	1,076,521		
減価償却累計額	△752,567	323,953	
工具器具備品	24,480,956		
減価償却累計額	△17,029,984	7,450,971	
図書		5,960,546	
美術品・収蔵品		20,770	
車両運搬具	6,093		
減価償却累計額	△5,005	1,087	
建設仮勘定		189,825	
有形固定資産合計		55,134,631	
2. 無形固定資産			
特許権		18,263	
ソフトウェア		170,617	
その他		56,300	
無形固定資産合計		245,182	
3. 投資その他の資産			
投資有価証券		418,366	
長期貸付金		11,160	
差入保証金		7,453	
破産再生更生債権等	62,208		
徴収不能引当金	△62,208	-	
投資その他の資産合計		436,979	
固定資産合計			55,816,793
II. 流動資産			
現金及び預金		7,764,420	
未収附属病院収入	5,899,780		
徴収不能引当金	△88,012	5,811,768	
たな卸資産		11,353	
医薬品及び診療材料		605,090	
前払費用		74,564	
未収収益		121	
未収入金		730,666	
貸付金		7,040	
その他		16,035	
流動資産合計			15,021,062
資産合計			70,837,855

負債の部		
I. 固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	1,361,200	
資産見返補助金等	164,434	
資産見返寄附金	739,244	
資産見返物品受贈額	5,357,632	
建設仮勘定見返運営費交付金等	80,300	
建設仮勘定見返施設費	84,849	7,787,661
長期寄附金債務		862,519
長期借入金		3,984,445
退職給付引当金		305,954
長期リース債務		1,083,848
長期資産除去債務		40,183
固定負債合計		14,064,612
II. 流動負債		
運営費交付金債務	424,113	
寄附金債務	2,321,090	
前受受託研究費	147,032	
前受共同研究費	102,851	
前受受託事業費等	35,777	
前受金	66,882	
預り科学研究費補助金等	335,641	
預り補助金等	11,339	
一年以内返済予定長期借入金	557,941	
未払金	5,188,314	
未払消費税等	22,803	
預り金	274,201	
賞与引当金	180,331	
リース債務	713,148	
流動負債合計		10,381,470
負債合計		24,446,082
純資産の部		
I. 資本金		
地方公共団体出資金	66,698,240	
資本金合計		66,698,240
II. 資本剰余金		
資本剰余金	22,065,991	
損益外減価償却累計額(△)	△43,356,815	
損益外減損損失累計額(△)	△348	
損益外利息費用累計額(△)	△5,541	
資本剰余金合計		△21,296,713
III. 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金	998,656	
教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	299,423	
当期末処理損失	△62,430	
(うち当期総損失 62,430)		
利益剰余金合計		1,235,649
IV. その他有価証券評価差額金		△245,402
純資産合計		46,391,773
負債純資産合計		70,837,855

損益計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位：千円)

経常費用			
業務費			
教育経費	901,499		
研究経費	1,641,958		
診療経費	17,835,451		
教育研究支援経費	219,127		
受託研究費	925,092		
共同研究費	126,854		
受託事業費	257,787		
役員人件費	92,412		
教員人件費	6,835,911		
職員人件費	12,277,275	41,113,371	
一般管理費		813,401	
財務費用			
支払利息	5,888	5,888	
雑損			120
経常費用合計			<u>41,932,782</u>
経常収益			
運営費交付金収益		6,544,742	
授業料収益		2,236,524	
入学金収益		342,618	
検定料収益		83,386	
手数料収益		180	
附属病院収益		29,371,351	
受託研究収益		935,097	
共同研究収益		130,139	
受託事業等収益		274,338	
寄附金収益		663,377	
補助金等収益		139,291	
施設費収益		55,359	
研究関連収入		312,118	
その他の業務収益		12,144	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	104,946		
資産見返補助金等戻入	53,170		
資産見返寄附金戻入	185,149		
資産見返物品受贈額戻入	26,979	370,245	
財務収益			
受取利息	703		
受取配当金	915	1,618	
雑益			
財産貸付料収入	166,505		
その他	235,365	401,871	
経常収益合計			<u>41,874,405</u>
経常損失			△58,377
臨時損失			
固定資産除却損		4,997	
損害賠償金		600	
その他		12,601	18,199
臨時利益			
除売却資産見返負債戻入		4,131	
損害賠償金保険金収入		700	
その他		624	5,456
当期純損失			△71,119
前中期目標期間繰越積立金取崩額			8,689
当期総損失			<u>△62,430</u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位 : 千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△18,939,810
	人件費支出	△19,772,014
	その他の業務支出	△748,786
	運営費交付金収入	7,110,890
	授業料収入	2,213,011
	入学金収入	343,161
	検定料収入	82,804
	手数料収入	180
	附属病院収入	28,387,418
	受託研究収入	951,289
	共同研究収入	143,838
	受託事業等収入	232,855
	補助金等収入	154,736
	寄附金収入	714,940
	その他の業務収入	632,332
	預り科学研究費補助金等の増加	57,768
	預り金等の減少	△6,959
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,557,656
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	定期預金の預入による支出	△3,009,000
	定期預金の払戻による収入	5,700,000
	有価証券の取得による支出	-
	有価証券の償還による収入	1,110,000
	有形固定資産の取得による支出	△5,138,892
	無形固定資産の取得による支出	△22,637
	投資その他の資産の取得による支出	△9,649
	投資その他の資産の返還による収入	7,442
	施設費による収入	2,329,721
	小計	966,983
	利息及び配当金の受取額	1,734
	投資活動によるキャッシュ・フロー	968,717
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△930,827
	長期借入金の返済による支出	△150,400
	長期借入れによる収入	1,538,186
	小計	456,959
	利息の支払額	△5,932
	財務活動によるキャッシュ・フロー	451,027
IV	資金増加額	2,977,401
V	資金期首残高	2,478,019
VI	資金期末残高	5,455,420

損失の処理に関する書類

(単位：円)

I	当期末処理損失		△62,430,289
	当期総損失	△62,430,289	
II	損失処理額		
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	62,430,289	62,430,289
III	次期繰越欠損金		0

行政サービス実施コスト計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位 : 千円)

I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	41,113,371	
一般管理費	813,401	
財務費用	5,888	
雑損	120	
臨時損失	18,199	41,950,981
<hr/>		
(2) (控除) 自己収入等		
授業料収益	△2,236,524	
入学金収益	△342,618	
検定料収益	△83,386	
手数料収益	△180	
附属病院収益	△29,371,351	
受託研究等収益	△935,097	
共同研究等収益	△130,139	
受託事業等収益	△274,338	
寄附金収益	△663,377	
その他の業務収益	△12,144	
資産見返運営費交付金等戻入	△89,376	
資産見返寄附金戻入	△185,149	
財務収益	△1,618	
雑益	△401,871	
臨時利益	△5,456	△34,732,629
<hr/>		
業務費用合計		7,218,352
II 損益外減価償却相当額		
		1,764,518
III 損益外減損損失相当額		
		-
IV 損益外利息費用相当額		
		45
V 損益外除売却差額相当額		
		0
VI 引当外賞与増加見積額		
		83,333
VII 引当外退職給付増加見積額		
		329,625
VIII 機会費用		
地方公共団体出資の機会費用	2,093	2,093
<hr/>		
IX 行政サービス実施コスト		<u>9,397,968</u>

(注) 資産見返運営費交付金等戻入△89,376千円は、授業料を財源として取得した資産に伴うものです。

重要な会計方針等

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、以下の運営費交付金については費用進行基準を採用しています。

- (1) 退職一時金に充当される運営費交付金
- (2) 交付者である名古屋市が、市からの承継研究機器更新及び附属病院の設備維持補修として指定した運営費交付金

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	2～48年
工具器具備品	2～15年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（地方独立行政法人会計基準第91）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

なお、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合退職金要支給額に基づき退職給付引当金を計上しています。なお、退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、退職給付に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第89第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

(2) 賞与引当金の計上基準

賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについて、教職員に支給する

賞与に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。なお、賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、賞与に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第88第2項に基づき計算された当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

(3) 徴収不能引当金の計上基準

債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能実績率により、徴収不能懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しています。

(評価差額は純資産直入法により処理しています。)

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法により評価しています。

(2) 医薬品及び診療材料

最終仕入原価法による低価法により評価しています。

6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率

令和2年3月末における10年利付国債の利回りを参考に0.005%で計算しています。

7. リース取引についての会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

(表示方法の変更)

1. 共同研究の取扱い

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書等において、共同研究は、前事業年度まで受託研究との合計値にて「受託研究等」として表示しておりましたが、地方独立行政法人会計基準等の改定に伴い、当事業年度より「受託研

究」と「共同研究」を区分して表示しております。

2. 国又は地方公共団体からの委託費の扱い

損益計算書において、国又は地方公共団体からの委託費については、前事業年度まで「国又は地方公共団体からの受託による収益」と「他の主体からの受託による収益」を区分して表示しておりましたが、地方独立行政法人会計基準等の改定に伴い、当事業年度より損益計算書における当該区分表示を廃止し、附属明細書（17）受託研究の明細、（18）共同研究の明細及び（19）受託事業等の明細において、委託者別に計数を表示しております。

注記事項

1. 貸借対照表関係

- | | |
|------------------------------|--------------|
| (1) 運営費交付金から充当されるべき引当外賞与の見積額 | 799,132 千円 |
| (2) 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額 | 6,301,722 千円 |

2. キャッシュ・フロー計算書関係

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	7,764,420 千円
うち定期預金	2,309,000 千円
(差引) 資金残高	5,455,420 千円

(2) 重要な非資金取引

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 現物寄附による資産・消耗品の取得 | 137,099 千円 |
| ② ファイナンス・リースによる資産の取得 | 214,204 千円 |

3. 行政サービス実施コスト計算書関係

- (1) 引当外退職給付増加見積額のうち設立団体名古屋市からの派遣職員に係る部分は 59,745 千円です。
- (2) 引当外賞与増加見積額のうち設立団体名古屋市からの派遣職員に係る部分は 3,041 千円です。

4. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については国債、地方債及び政府保証債等その他総務省令で定める有価証券、銀行その他総務省令で定める金融機関への預貯金、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託を対象とし、名古屋市からの長期借入により資金を調達しています。

なお、保有している株式は寄附により取得したものであります。

名古屋市からの長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、名古屋市長により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額(※1)
(1) 投資有価証券及び有価証券	418,366	418,366	—
(2) 現金及び預金	7,764,420	7,764,420	—
(3) 未収附属病院収入 徴収不能引当金(※2)	5,899,780 △88,012	5,899,780 △88,012	— —
(4) 長期借入金	(4,542,386)	(4,542,437)	(51)
(5) 長期リース債務及びリース債務	(1,796,997)	(1,797,118)	(121)
(6) 未払金	(5,211,117)	(5,211,117)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券及び有価証券

この時価については取引所の価格によっております。ただし、譲渡性預金は、短期間で償還されるため貸借対照表計上額を時価としております。

(2) 現金及び預金、並びに(3) 未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、未収附属病院収入のうち徴収不能懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

(4) 長期借入金

この時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、一年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

(5) 長期リース債務及びリース債務

この時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

6. 賃貸等不動産関係

当法人は、名古屋市その他の地域において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

7. 資産除去債務関係

(1) 資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等に基づくアスベスト除去費用等につき、資産除去債務を計上していません。

(2) 資産除去債務の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、取得時点での使用見込期間を残存耐用年数（3～15年）、割引率は期間に応じた国債利回り（-0.108～1.55%）を使用しています。

(3) 資産除去債務の総額の増減

期首残高	40,143千円
時の経過による調整額	40千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>－千円</u>
期末残高	<u>40,183千円</u>

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当法人は、教職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しています。当該制度では、給付と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

(2) 確定給付制度

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	259,113 千円
退職給付費用	98,276 千円
退職給付の支払額	<u>△51,436 千円</u>
期末における退職給付引当金	<u>305,954 千円</u>

②退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	98,276 千円
----------------	-----------

9. 重要な後発事象

該当事項はありません。

財務諸表は、千円未満を切り捨てて表示しています。

ただし、損失の処理に関する書類（案）は、円単位で表示しています。

附 属 明 细 书

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

(単位：千円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引 当期末 残高	摘要	
					当期 償却額	当期 償却額	当期損益内	当期損益外			
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	56,960,956	288,171	-	57,249,128	40,406,981	1,253,181	-	-	-	16,842,147
	構築物	826,353	41,122	-	867,475	634,860	27,029	-	-	-	232,615
	工具器具備品	3,858,485	42,968	95,660	3,805,793	2,109,489	445,211	-	-	-	1,696,303
	計	61,645,795	372,262	95,660	61,922,396	43,151,330	1,725,422	-	-	-	18,771,066
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	4,411,442	293,495	-	4,704,937	1,428,614	245,735	-	-	-	3,276,322
	構築物	207,598	1,446	-	209,045	117,707	10,390	-	-	-	91,338
	工具器具備品	19,043,967	2,070,480	439,284	20,675,163	14,920,495	1,783,850	-	-	-	5,754,668
	図書	5,956,954	30,210	26,618	5,960,546	-	-	-	-	-	5,960,546
	車両運搬具	5,570	1,103	580	6,093	5,005	708	-	-	-	1,087
計	29,625,533	2,396,736	466,483	31,555,786	16,471,823	2,040,684	-	-	-	15,083,963	
非償却 資産	土地	21,069,006	-	-	21,069,006	-	-	-	-	-	21,069,006
	美術品・收藏品	20,770	-	-	20,770	-	-	-	-	-	20,770
	建設仮勘定	8,002	185,883	4,060	189,825	-	-	-	-	-	189,825
	計	21,097,779	185,883	4,060	21,279,601	-	-	-	-	-	21,279,601
有形固定 資産合計	土地	21,069,006	-	-	21,069,006	-	-	-	-	-	21,069,006
	建物	61,372,398	581,666	-	61,954,065	41,835,595	1,498,916	-	-	-	20,118,469 (注) 1
	構築物	1,033,952	42,569	-	1,076,521	752,567	37,420	-	-	-	323,953
	工具器具備品	22,902,452	2,113,449	534,945	24,480,956	17,029,984	2,229,061	-	-	-	7,450,971 (注) 2
	図書	5,956,954	30,210	26,618	5,960,546	-	-	-	-	-	5,960,546
	美術品・收藏品	20,770	-	-	20,770	-	-	-	-	-	20,770
	車両運搬具	5,570	1,103	580	6,093	5,005	708	-	-	-	1,087
	建設仮勘定	8,002	185,883	4,060	189,825	-	-	-	-	-	189,825
計	112,369,108	2,954,882	566,205	114,757,785	59,623,153	3,766,107	-	-	-	55,134,631	
無形固定 資産(特定償 却資産)	ソフトウェア	355,353	-	-	355,353	205,485	39,096	-	-	-	149,868
	計	355,353	-	-	355,353	205,485	39,096	-	-	-	149,868
無形固定 資産(特定償 却資産以外)	特許権	32,081	905	3,700	29,286	11,022	3,826	-	-	-	18,263
	ソフトウェア	1,388,365	3,476	-	1,391,842	1,371,092	7,826	-	-	-	20,749
	その他	40,868	18,219	2,439	56,648	-	-	348	-	-	56,300
	計	1,461,316	22,600	6,139	1,477,777	1,382,114	11,652	348	-	-	95,314
無形固定 資産合計	特許権	32,081	905	3,700	29,286	11,022	3,826	-	-	-	18,263
	ソフトウェア	1,743,718	3,476	-	1,747,195	1,576,577	46,922	-	-	-	170,617
	その他	40,868	18,219	2,439	56,648	-	-	348	-	-	56,300
	計	1,816,669	22,600	6,139	1,833,130	1,587,599	50,748	348	-	-	245,182
投資その他の 資産	投資有価証券	570,878	12,320	164,832	418,366	-	-	-	-	-	418,366
	長期貸付金	9,720	1,800	360	11,160	-	-	-	-	-	11,160
	差入保証金	13,938	9	6,494	7,453	-	-	-	-	-	7,453
	破産再生更生債権等	48,651	13,556	-	62,208	-	-	-	-	-	62,208
	徴収不能引当金	△48,651	△13,556	-	△62,208	-	-	-	-	-	△62,208
	計	594,537	14,129	171,687	436,979	-	-	-	-	-	436,979

(注) 1 建物の当期増加額は、無停電電源設備更新工事181,874千円などを実施したことによるものです。

(注) 2 工具器具備品の当期増加額は、教育研究目的の資産385,487千円、診療目的の資産1,703,314千円などを取得したことによるものです。

(2) たな卸資産の明細

(単位：千円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	14,511	19,044	-	22,202	-	11,353	
たな卸資産計	14,511	19,044	-	22,202	-	11,353	
医薬品	259,363	8,200,333	-	8,060,069	-	399,627	
診療材料	181,657	3,994,864	-	3,971,058	-	205,463	
医薬品及び診療材料計	441,020	12,195,198	-	12,031,127	-	605,090	

(注) 本表の医薬品の払出・振替には、研究経費での払出額32,970千円が含まれております。

(3) 有価証券の明細

(3) - 1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません

(3) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

種 類	種類及び 銘柄	取得価額	時 価	貸借対照表 計上額	当期損益に 含まれた 評価差額	その他 有価証券 評価差額	摘 要
	中部電力(株)	850	1,067	1,067	-	216	
	ユビキタス・マスター・シリーズ・ トラスト クラスHファンド	624,918	338,899	338,899	-	△286,019	
	計	663,769	418,366	418,366	-	△245,402	
貸借対照表 計上額				418,366			

(注) 保有している株式及び投資信託は寄附により取得したものであります。

(4) 長期貸付金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			回収額	償却額		
田坂学生奨学基金貸付金	17,600 (7,880)	9,640	-	9,040	18,200 (7,040)	
合 計	17,600 (7,880)	9,640	-	9,040	18,200 (7,040)	

(注) 一年以内回収予定長期貸付金は内数で括弧内に記載しております。

(5) 長期借入金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率 (%)	返済期限	摘 要
名古屋市からの借入金	196,800 (-)	-	16,200	180,600 (16,200)	0.264%	令和12年度	
名古屋市からの借入金	812,000 (-)	-	62,000	750,000 (62,000)	0.308%	令和13年度	
名古屋市からの借入金	201,800 (-)	-	67,200	134,600 (67,200)	0.139%	令和3年度	
名古屋市からの借入金	424,000 (-)	-	-	424,000 (32,541)	0.434%	令和14年度	
名古屋市からの借入金	20,000 (-)	-	5,000	15,000 (5,000)	0.149%	令和4年度	
名古屋市からの借入金	1,500,000 (-)	-	-	1,500,000 (375,000)	0.020%	令和5年度	
名古屋市からの借入金	- (-)	1,500,000	-	1,500,000 (-)	0.036%	令和6年度	
名古屋市からの借入金	- (-)	38,186	-	38,186 (-)	0.238%	令和31年度	
合 計	3,154,600 (-)	1,538,186	150,400	4,542,386 (557,941)			

(注) 一年以内に返済する予定の長期借入金は内数で括弧内に記載しております。

(6) 引当金の明細

(6) - 1 引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	150,221	180,331	150,221	-	180,331	
合 計	150,221	180,331	150,221	-	180,331	

(6) - 2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：千円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
徴収不能引当金 (破産再生更生債権等)	48,651	13,556	62,208	△48,651	△13,556	△62,208	(注)
徴収不能引当金 (未収附属病院収入)	4,985,309	914,471	5,899,780	△67,364	△20,647	△88,012	(注)
合 計	5,033,961	928,027	5,961,988	△116,016	△34,204	△150,220	

(注) 一般債権は徴収不能実績率により、徴収不能懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上

(6) - 3 退職給付引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	259,113	98,276	51,436	305,954	
退職一時金に係る債務	259,113	98,276	51,436	305,954	
厚生年金基金に係る債務	-	-	-	-	
未認識過去勤務債務及び 未認識数理計算上の差異	-	-	-	-	
年金資産	-	-	-	-	
退職給付引当金	259,113	98,276	51,436	305,954	

(7) 資産除去債務の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
石綿障害予防規則等	40,143	45	5	40,183	基準第91の特定「有」
合 計	40,143	45	5	40,183	

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要	
資本金	地方公共団体 (名古屋市) 出資金	66,698,240	-	-	66,698,240	
	計	66,698,240	-	-	66,698,240	
資本剰余金	資本剰余金					
	地方公共団体出資	△483,038	-	-	△483,038	
	無償譲与	2,761,639	-	-	2,761,639	
	寄附金	193,016	-	-	193,016	
	目的積立金	4,008,275	134,073	-	4,142,348	(注) 2
	施設費	15,309,497	238,189	95,660	15,452,025	(注) 3
	計	21,789,389	372,262	95,660	22,065,991	
	損益外減価償却累計額	△41,687,957	△1,764,518	△95,660	△43,356,815	(注) 4
	損益外減損損失累計額	△348	-	-	△348	
	損益外利息費用累計額	△5,496	△45	-	△5,541	(注) 5
	差 引 計	△19,904,412	△1,392,301	0	△21,296,713	

(注) 1 当期増加額や当期減少額は、残高の増加や減少を表しています。

(注) 2 当期増加額は、目的積立金により取得した工具器具備品等に係るものです。

(注) 3 当期増加額は、施設整備費補助金により取得した建物等に係るものです。

(注) 4 当期増加額は、特定資産に係る減価償却によるものです。

(注) 5 当期増加額は、資産除去債務の時の経過による調整額に係るものです。

(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10) - 1 積立金等の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
積立金	-	-	-	-	
教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	-	-	-	-	
前中期目標期間繰越積立金（積立金）	1,085,845	-	87,188	998,656	(注) 1
前中期目標期間繰越積立金（目的積立金）	442,185	-	142,762	299,423	(注) 2
計	1,528,031	-	229,951	1,298,079	

(注) 1 当期減少額は、平成30年度の損失処理によるものです。

(注) 2 当期減少額は、当該積立金の用途に沿った資産の購入によるものです。

(10) - 2 目的積立金の取崩しの明細

(単位：千円)

積立金の名称及び事業名	前中期目標期間繰越積立金			
	教育用機器の購入	教育環境整備事業	その他	計
建物	-	60,254	-	60,254
建物附属設備	-	35,910	-	35,910
工具器具備品	37,908	-	-	37,908
小 計	37,908	96,165	-	134,073
教育経費	-	-	-	-
修繕費	-	8,689	-	8,689
小 計	-	8,689	-	8,689
中期目標期間終了時の積立金への振替額	-	-	-	-
合 計	37,908	104,854	-	142,762

(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(11) - 1 運営費交付金債務

(単位：千円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額				小計	期末残高
			運営費交付 金収益	資産見返運 営費交付金	建設仮勘定見返 運営費交付金	資本剰余金		
平成30年度	160,832	-	-	56,052	-	-	56,052	104,780
令和元年度	-	7,110,890	6,544,742	166,513	80,300	-	6,791,556	319,333
合計	160,832	7,110,890	6,544,742	222,566	80,300	-	6,847,609	424,113

(11) - 2 運営費交付金収益

(単位：千円)

業務等区分	平成30年度交付分	令和元年度交付分	合計
期間進行基準	-	6,226,902	6,226,902
費用進行基準	-	317,840	317,840
合計	-	6,544,742	6,544,742

(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(12) - 1 施設費の明細

(単位：千円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳				摘要
		建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	収益	その他	
(桜山) 医学部研究棟エネルギーセンター設備更新	29,106	6,380	22,726	-	-	
(桜山) 医学部研究棟エネルギーセンター中央監視装置の更新	44,968	44,968	-	-	-	
(桜山) 認知症や発達障害などに関する先進的な研究の強化	59,996	-	39,378	20,617	-	
(桜山) 医学部研究棟自動火災報知設備更新	31,665	31,665	-	-	-	
(田辺通) 共同利用自動火災報知設備等更新	38,372	-	38,076	296	-	
(滝子) 塀の撤去及び設置	71,129	-	41,122	30,007	-	
(滝子) 体育館外壁改修	1,836	1,836	-	-	-	
(滝子) 1号館中央監視装置更新	100,352	-	95,921	4,430	-	
合計	377,426	84,849	237,224	55,351	-	

(注) 損益計算書の施設費収益には、当事業年度以前の建設仮勘定見返施設費からの振替額8千円含まれているため本表の収益計上とは一致していません。

(12) - 2 補助金等の明細

(単位：千円)

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額					期末残高	摘要	
					建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益			その他
大学改革推進等補助金 課題解決型高度医療人材養成プログラム (慢性疼痛患者の生きる力を支える人材育成)	文部科学省	直接経費	-	10,913	-	5,181	-	-	5,059	-	672	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学改革推進等補助金 基礎研究医養成活性化プログラム (人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成)	文部科学省	直接経費	-	630	-	-	-	-	630	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研究拠点形成費等補助金 (Society5.0に対応した高度技術人材育成事業)	文部科学省	直接経費	-	51,960	-	-	-	34,073	10,580	7,306	7,306	他大学分担金 10,580千円
		間接経費	-	7,795	-	-	-	5,111	1,588	1,096	1,096	他大学分担金 1,588千円
文化芸術振興費補助金 (大学における文化芸術推進事業)	文化庁	直接経費	-	7,600	-	-	-	7,600	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
慢性疼痛診療体制構築モデル事業費補助金	厚生労働省	直接経費	-	3,700	-	-	-	1,436	-	-	2,264	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実践的な手術手技向上研修事業	厚生労働省	直接経費	-	7,108	-	-	-	7,108	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立支援等助成金 (事業所内保育施設コース)	厚生労働省	直接経費	-	5,155	-	-	-	5,155	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キャリア教育推進事業費補助金	愛知県	直接経費	-	15	-	-	-	15	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県新人看護職員研修事業費補助金	愛知県	直接経費	-	2,033	-	-	-	2,033	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県短時間勤務制度等利用促進事業費補助金	愛知県	直接経費	-	1,433	-	-	-	1,433	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県産科医等支援事業費補助金 (新生児医療担当医確保支援事業費)	愛知県	直接経費	-	866	-	-	-	866	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県産科医等支援事業費補助金 (産科医等育成支援事業費)	愛知県	直接経費	-	550	-	-	-	550	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県産科医等支援事業費補助金 (産科医等確保支援事業費)	愛知県	直接経費	-	1,976	-	-	-	1,976	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県防災訓練等参加支援事業費補助金	愛知県	直接経費	-	299	-	-	-	299	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県小児集中治療室医療従事者研修事業費補助金	愛知県	直接経費	-	3,153	-	-	-	3,153	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県周産期母子医療センター運営費補助金	愛知県	直接経費	-	8,182	-	-	-	8,182	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	愛知県	直接経費	-	7,605	-	-	-	7,605	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨床研修費等補助金(医師)	愛知県	直接経費	-	31,510	-	-	-	31,510	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨床研修費等補助金(歯科医師)	愛知県	直接経費	-	2,169	-	-	-	2,169	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県先進的医療技術向上専門研修事業費補助金	愛知県	直接経費	-	6,276	-	-	-	6,276	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床確保等事業 補助金	名古屋市	直接経費	-	259	-	-	-	259	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中小企業経営支援等対策費補助金 (戦略的基盤技術高度化支援事業)	公益財団法人名古屋 産業振興公社	直接経費	-	1,474	-	-	-	1,474	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
救急医療第二次体制病院別補助金	一般社団法人名古屋 市医師会	直接経費	-	3,823	-	-	-	3,823	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝炎情報センター戦略的強化事業委託費	国立国際医療研究セ ンター	直接経費	-	1,495	-	-	-	1,495	-	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		直接経費	-	160,184	-	5,181	-	134,180	10,580	10,243		
		間接経費	-	7,795	-	-	-	5,111	1,588	1,096		
		計	-	167,979	-	5,181	-	139,291	12,168	11,339		

(13) 役員及び教職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分		報酬又は給与		法定福利費	退職給付	
		金額	支給人員	金額	金額	支給人員
役 員	常 勤	(-) 79,339	(-) 6	(-) 10,764	(-) -	(-) -
	非常勤	(-) 2,308	(-) 4	(-) -	(-) -	(-) -
	計	(-) 81,647	(-) 10	(-) 10,764	(-) -	(-) -
教 員	常 勤	(-) 5,331,988	(-) 563	(-) 1,142,686	(-) 94,406	(-) 26
	非常勤	(-) 208,948	(-) 177	(-) 15,116	(-) -	(-) -
	計	(-) 5,540,936	(-) 740	(-) 1,157,802	(-) 94,406	(-) 26
職 員	常 勤	(779,376) 7,768,154	(89) 1,264	(161,802) 1,730,909	(-) 226,508	(-) 103
	非常勤	(-) 2,099,251	(-) 789	(-) 279,569	(-) -	(-) -
	計	(779,376) 9,867,405	(89) 2,053	(161,802) 2,010,479	(-) 226,508	(-) 103
合 計	常 勤	(779,376) 13,179,482	(89) 1,833	(161,802) 2,884,361	(-) 320,915	(-) 129
	非常勤	(-) 2,310,507	(-) 970	(-) 294,686	(-) -	(-) -
	計	(779,376) 15,489,990	(89) 2,803	(161,802) 3,179,047	(-) 320,915	(-) 129

- (注) 1 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要
「公立大学法人名古屋市立大学役員の報酬に関する規程」及び「公立大学法人名古屋市立大学役員の退職手当に関する規程」に基づき支給しております。
- (注) 2 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要
「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程」及び「公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程」に基づき支給しております。
- (注) 3 支給人員数は、年間平均支給人員数によっています。
- (注) 4 支給額には、賞与引当金繰入額、退職給付引当金繰入額及び法定福利費は含まれておりません。
- (注) 5 承継職員等に係る支給額は、上段()に内数として記載しております。

(14) 開示すべきセグメント情報

(単位：千円)

区 分	大学 (附属病院を除く)	附属病院	小計	法人共通	合 計
業務費用					
業務費	10,276,792	30,836,579	41,113,371	-	41,113,371
教育経費	901,499	-	901,499	-	901,499
研究経費	1,519,194	122,764	1,641,958	-	1,641,958
診療経費	-	17,835,451	17,835,451	-	17,835,451
教育研究支援経費	219,127	-	219,127	-	219,127
受託研究費	702,801	222,291	925,092	-	925,092
共同研究費	125,951	902	126,854	-	126,854
受託事業費	235,811	21,975	257,787	-	257,787
人件費	6,572,405	12,633,194	19,205,600	-	19,205,600
一般管理費	594,799	218,601	813,401	-	813,401
財務費用	59	5,828	5,888	-	5,888
雑損	-	120	120	-	120
小 計	10,871,651	31,061,130	41,932,782	-	41,932,782
業務収益					
運営費交付金収益	5,791,648	753,094	6,544,742	-	6,544,742
学生納付金収益	2,662,708	-	2,662,708	-	2,662,708
附属病院収益	-	29,371,351	29,371,351	-	29,371,351
受託研究収益	706,864	228,233	935,097	-	935,097
共同研究収益	129,236	902	130,139	-	130,139
受託事業等収益	243,402	30,936	274,338	-	274,338
寄附金収益	604,142	59,235	663,377	-	663,377
補助金等収益	67,661	71,629	139,291	-	139,291
施設費収益	55,359	-	55,359	-	55,359
研究関連収入	312,118	-	312,118	-	312,118
その他の業務収益	4,475	7,669	12,144	-	12,144
資産見返負債戻入	292,210	78,035	370,245	-	370,245
財務収益	738	880	1,618	-	1,618
雑益	197,185	204,685	401,871	-	401,871
小 計	11,067,752	30,806,652	41,874,405	-	41,874,405
業務損益	196,100	△254,477	△58,377	-	△58,377
土地	15,700,006	5,369,000	21,069,006	-	21,069,006
建物	11,150,387	8,968,082	20,118,469	-	20,118,469
構築物	247,448	76,505	323,953	-	323,953
工具器具備品	1,154,537	6,296,434	7,450,971	-	7,450,971
その他	7,204,179	6,906,854	14,111,034	7,764,420	21,875,454
帰属資産	35,456,558	27,616,876	63,073,434	7,764,420	70,837,855

(注) 1 セグメントの区分は、事業の種類別に診療とその他に区分しています。

(注) 2 帰属資産のうち、法人共通については、現金及び預金、有価証券の額を計上しています。

(注) 3 前中間目標期間繰越積立金の取り崩しを財源とする費用は、大学において業務費が8,689千円発生しています。

(注) 4 損益外減価償却相当額及び損益外減損損失相当額並びに引当外退職給付増加見積額及び引当外賞与増加見積額のセグメント毎の金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区 分	大学 (附属病院を除く)	附属病院	小計	法人共通	合 計
減価償却費	666,115	1,386,222	2,052,337	-	2,052,337
損益外減価償却相当額	647,386	1,117,132	1,764,518	-	1,764,518
損益外減損損失相当額	-	-	-	-	-
損益外利息費用相当額	45	-	45	-	45
損益外除売却差額相当額	-	-	-	-	-
引当外賞与増加見積額	45,716	37,617	83,333	-	83,333
引当外退職給付増加見積額	196,597	133,027	329,625	-	329,625

(注) 5 人件費の配分方法

医学部と附属病院の教職員の人件費を、勤務実態に応じて配分しています。この結果、大学（附属病院を除く）セグメントの人件費は101,951千円減少し、附属病院セグメントの人件費は同額増加しています。また、大学（附属病院を除く）セグメントの運営費交付金収益は101,951千円減少し、附属病院セグメントの運営費交付金収益は同額増加しているため、業務損益に与える影響はありません。

(15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

教育経費			
消耗品費		119,775	
備品費		25,761	
印刷製本費		23,078	
水道光熱費		123,538	
旅費交通費		4,911	
通信運搬費		3,249	
賃借料		31,969	
保守料		15,141	
修繕費		38,989	
損害保険料		120	
広告宣伝費		245	
行事費		464	
諸会費		6,168	
会議費		267	
報酬・委託・手数料		173,952	
奨学費		187,565	
減価償却費		142,894	
徴収不能額		1,607	
雑費		1,797	
			901,499
研究経費			
消耗品費		381,478	
備品費		108,561	
印刷製本費		6,846	
水道光熱費		221,253	
旅費交通費		85,713	
通信運搬費		7,633	
賃借料		22,409	
保守料		96,248	
修繕費		82,718	
損害保険料		64	
広告宣伝費		902	
諸会費		25,111	
会議費		607	
報酬・委託・手数料		294,712	
学用患者費		44,756	
減価償却費		260,377	
雑費		2,568	
資産除去債務利息費用		△5	
			1,641,958
診療経費			
材料費			
医薬品費	8,027,098		
診療材料費	3,971,058		
給食用材料費	20,989	12,019,146	
委託費			
検査委託費	329,304		
給食委託費	346,257		
医事委託費	470,999		
清掃委託費	160,884		
保守委託費	33,927		
物品供給業務委託費	242,997		
その他	812,369	2,396,739	
設備関係費			
減価償却費	1,336,900		
機器賃借料	124,537		
修繕費	362,948		
機器保守費	594,387	2,418,774	
研修費			22,711
経費			
消耗品費	15,512		
備品費	38,745		
印刷製本費	12,442		
水道光熱費	531,128		
旅費交通費	60,773		
通信運搬費	17,918		
賃借料	200,269		

保険料	9,808		
広告宣伝費	384		
諸会費	12,950		
会議費	35		
報酬・委託・手数料	27,782		
徴収不能額	8,142		
徴収不能引当金繰入額	37,113		
雑費	5,073	978,080	17,835,451
教育研究支援経費			
消耗品費		54,171	
備品費		933	
印刷製本費		1,074	
水道光熱費		13,979	
旅費交通費		196	
通信運搬費		1,920	
賃借料		5,404	
保守料		5,198	
修繕費		2,199	
諸会費		456	
報酬・委託・手数料		38,235	
減価償却費		95,355	219,127
受託研究費			925,092
共同研究費			126,854
受託事業費			257,787
役員人件費			
報酬		81,647	
法定福利費		10,764	92,412
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	4,130,954		
賞与	1,201,034		
賞与引当金繰入額	32,677		
退職給付費用	104,495		
法定福利費	1,142,686	6,611,847	
非常勤教員給与			
給料	208,948		
法定福利費	15,116	224,064	6,835,911
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	6,118,090		
賞与	1,650,063		
賞与引当金繰入額	140,570		
退職給付費用	258,819		
法定福利費	1,730,909	9,898,454	
非常勤職員給与			
給料	2,099,251		
法定福利費	279,569	2,378,821	12,277,275
一般管理費			
消耗品費		163,677	
備品費		5,381	
印刷製本費		10,810	
水道光熱費		21,028	
旅費交通費		6,266	
通信運搬費		7,529	
賃借料		6,763	
保守料		21,930	
修繕費		50,937	
損害保険料		27,373	
広告宣伝費		2,236	
行事費		440	
諸会費		8,488	
会議費		1,078	
報酬・委託・手数料		288,933	
租税公課		111,391	
減価償却費		71,334	
雑費		7,798	813,401

(16) 寄附金の明細

区 分	当期受入	件数	摘要
	(千円)	(件)	
大学（附属病院を除く）	817,277	2,963	うち現物寄附 137,099千円（1,658件）
附属病院	33,298	79	うち現物寄附 -（0件）
合 計	850,575	3,042	

（注） 当期受入額は運用利息1,463千円を控除しております。

(17) 受託研究の明細

（単位：千円）

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
地方公共団体 （設立団体）	直接経費	4	2,702	2,702	4
	間接経費	-	476	476	-
地方独立行政法人等 （設立団体）	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
地方公共団体等 （設立団体以外）	直接経費	46	1,067	1,067	46
	間接経費	-	188	188	-
国	直接経費	195	34,705	32,074	2,827
	間接経費	19	4,419	4,176	262
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	4,286	423,757	417,128	10,915
	間接経費	-	113,677	113,677	-
株式会社等	直接経費	111,612	166,920	153,737	124,795
	間接経費	2,652	190,273	187,521	5,404
その他	直接経費	10,349	11,596	19,299	2,646
	間接経費	-	3,175	3,046	129
合 計	直接経費	126,495	640,750	626,009	141,236
	間接経費	2,672	312,212	309,088	5,796

(18) 共同研究の明細

(単位：千円)

共同研究契約 の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	382	382	-
	間接経費	-	57	57	-
国	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	-	2,356	2,356	-
	間接経費	-	353	353	-
株式会社等	直接経費	74,906	124,673	106,085	93,494
	間接経費	-	17,550	17,082	468
その他	直接経費	9,691	2,635	3,438	8,888
	間接経費	6	377	383	-
合 計	直接経費	84,598	130,047	112,262	102,383
	間接経費	6	18,338	17,877	468

(19) 受託事業等の明細

(単位：千円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	2,905	29,952	31,293	1,565
	間接経費	-	-	-	-
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	4,181	4,181	-
	間接経費	-	-	-	-
国	直接経費	9,017	163,713	165,040	7,691
	間接経費	-	-	-	-
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	2,966	△1,226	1,740	-
	間接経費	-	-	-	-
株式会社等	直接経費	32,222	34,331	42,227	24,326
	間接経費	-	-	-	-
その他	直接経費	1,710	30,339	29,855	2,194
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	48,822	261,292	274,338	35,777
	間接経費	-	-	-	-

(20) 科学研究費補助金等の明細

(単位：千円)

種 目	当期受入	件 数	摘 要
新学術領域研究	(50,295) 14,188	7	文部科学省
基盤研究 (S)	(6,000) 2,190	1	独立行政法人 日本学術振興会
基盤研究 (A)	(36,298) 13,234	4	独立行政法人 日本学術振興会
基盤研究 (B)	(134,884) 42,844	37	独立行政法人 日本学術振興会
若手研究 (A)	(3,100) 930	1	独立行政法人 日本学術振興会
研究活動スタート支援	(7,700) 2,310	8	独立行政法人 日本学術振興会
新学術領域研究 (国際共同研究加速基金 【国際活動支援班】)	(50) 15	0	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (基盤研究 (B))	(3,400) 1,020	1	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (基盤研究 (C))	(262,250) 78,459	256	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (挑戦的研究 (萌芽))	(25,285) 7,585	13	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (挑戦的研究 (開拓))	(100) 30	0	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (若手研究)	(160,535) 48,152	131	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (若手研究 (B))	(18,648) 5,594	26	独立行政法人 日本学術振興会
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (A))	(10,800) 3,240	1	独立行政法人 日本学術振興会
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B))	(20,100) 6,030	6	独立行政法人 日本学術振興会
特別研究員奨励費	(10,100) 900	8	独立行政法人 日本学術振興会
奨励研究	(449) 0	1	独立行政法人 日本学術振興会
研究成果公開促進費 (学術図書)	(1,100) 0	1	独立行政法人 日本学術振興会
研究成果公開促進費 (ひらめき☆ときめきサイエンス)	(500) 0	1	独立行政法人 日本学術振興会
厚生労働科学研究費補助金	(62,451) 10,831	4	厚生労働省
合計	(814,048) 237,556	507	

(注) 当期受入は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数として () 内に記載しております。

(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(21) - 1 現金及び預金の明細

(単位：千円)

区 分		金額
現金		4,607
預金の種類	普通預金	5,450,813
	定期預金	2,309,000
	小計	7,759,813
合 計		7,764,420

(21) - 2 未収附属病院収入の明細

(単位：千円)

区 分	金額
国民健康保険団体連合会	3,022,332
社会保険診療報酬支払基金	2,476,746
患者未収入金	263,315
その他	137,386
合 計	5,899,780

(21) - 3 資産見返物品受贈額の明細

(単位：千円)

区 分	金額
構築物	16,637
工具器具備品	45
図書	5,338,204
その他	2,745
合 計	5,357,632

(21) - 4 未払金の明細

(単位：千円)

区 分	金額
教職員への退職金	260,848
株式会社八神製作所	1,072,366
株式会社スズケン	526,224
アルフレッサ株式会社	438,719
三菱電機株式会社	181,874
中北薬品株式会社	159,822
株式会社フォーム	148,914
株式会社カーク	128,377
その他	2,271,166
合 計	5,188,314

(22) 関連公益法人等の概要等

該当事項はありません。